

2024(令和6)年度 部局マニフェスト
～私たちの組織使命と目標～

部局名	健康福祉部
役 職	部長
氏 名	濱村 昭
連絡先	0595-26-3940(内線2330)



業績目標の標語(指導者評価)
目標としていた達成水準を上回る成果を出した(100%超)
目標としていた達成水準に到達した(100%)
わずかに目標の達成水準に達しなかった(90%以上100%未満)
目標の達成水準には届かなかった(60%以上90%未満)
目標の達成水準までは遠い結果となった(60%未満)
目標達成のための取り組みが見られなかった

業績目標	表題	現状や課題	達成水準 (どこまでできれば達成したといえるか)	達成状況 (自己評価)	理由
◎部局目標1	関連の施策・基本事業No. 1-1-①	〈これまでの経緯〉 避難行動要支援者名簿の作成や更新作業に取り組んできた。 個別避難計画については策定に向けて関係課で協議を行った。 〈取り組む目的〉 2021年から、災害対策基本法改正により、災害時に大きな被害を受ける高齢者や障がい者に対する、個別避難計画の作成が自治体の努力義務となった。 〈現状分析〉 避難行動要支援者名簿登録者 同意者数 1522人 非同意者数 627人 未同意者数 514人 〈課題〉 個別避難計画の策定には、本人、家族、行政、福祉専門職、近隣住民の参画が必要であるが、個々の支援ニーズが異なるため、作成に時間を要し、支援者の協力も得にくい。	〈目標数値〉 2地域をモデル地区としてハザードマップ上で優先順位の高い対象者の個別避難計画書を作成する。 〈達成された状態〉 完成した個別避難計画に基づき避難訓練を実施する。 課題の洗い出しにより、完成度の高い計画書が作成され、今後の計画書作成が円滑に行われる。 〈手段・工程〉 地域福祉計画に基づいて、関係部署からなるワーキング部会を設置し、個別避難計画策定会議を開催して具体的な取り組みを行う。 避難行動要支援者名簿登録への同意の再勧奨を行う。 自治会や民生委員、福祉サービス提供者等の関係者に個別避難計画の目的や重要性を説明し、理解・協力を得る。		
◎部局目標2	関連の施策・基本事業No. 1-1-②	〈これまでの経過〉 関連機関と連携し、高齢者等の生活上の諸課題について相談業務を行っている。 〈取り組む目的〉 個々の相談内容に応じた社会資源の活用方法について助言を行うことにより、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるようにする。 〈現状分析〉 生活困窮や虐待への対応、高齢者や障がい者への支援など、一つの世帯で複数の複合的な生活課題が増加している。 〈課題〉 独居世帯の増加や、一世帯で複数の生活課題を抱えるケースが増えている中で関連機関との連携や支援技術の強化が必要である。	〈目標数値〉 複雑なケースの解決割合 ※個別ケース会議事例の内、連携などにより課題解決した割合:80%(令和5年度73.9%) 〈達成した状態〉 市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らせる。 〈手段・工程〉 課題解決のため定期的な個別検討会議や地域ケア会議等を開催する。 支援技術を向上させるため定期的な研修会を開催する。		

◎部局目標3	関連の施策・基本事業No	1-1-③	〈これまでの経緯〉 就労支援専門員を配置し、ハローワークとの連携により、要支援者の状況に応じた個別的な支援を継続的に実施している。 〈取り組む目的〉 被保護者や生活困窮者が身体的・精神的な健康を維持し、安全で快適な生活を送るためには住まいの確保が急務である。 〈現状分析〉 本人が就労を望んでも、高齢や言葉の問題で就労困難なケースが増えている。また、失業などの要因により困窮状態に加えて住居を失う者も多い。 〈課題〉 単身高齢者や緊急連絡先が確保できない方など、住宅確保に配慮が必要な人向けの低家賃の住まいが不足しており、相談者のニーズに対応が出来ていない状況である。	〈目標数値〉 住まいの確保に問題がある相談者のうち、住宅を確保できた人の割合：20%以上 〈達成された状態〉 住宅確保に配慮が必要な人が住み慣れた地域で、支援者からの必要に応じた見守りのもとで自立した生活を送れる。 〈手段・工程〉 行政と居住支援法人、賃貸業者との協議を継続し、住宅確保に配慮が必要な人向けの物件を確保する。 住宅確保に配慮が必要な人向けの物件確保のため、住宅課、空き家対策室や賃貸業者と連携し、市営住宅や空き家の利活用を検討する。	▶		
◎部局目標4	関連の施策・基本事業No	1-2-①	〈これまでの経緯〉 伊賀地域における二次救急医療は、基幹3病院が輪番制で担当している。 〈取り組む目的〉 市民の安心・安全を守るために、二次救急医療体制の確保に取り組む。 〈現状分析〉 伊賀地域の二次救急病院は患者受け入れ率が96.8%となっている。 〈課題〉 基幹3病院の経営方針等により、現在の輪番制が維持できるのかどうか課題となる。	〈目標数値〉 伊賀地域の二次救急病院の患者受け入れ率：97%（令和5年度96.8%） 〈達成された状態〉 高い患者受け入れ率を維持し続けることは、市民が安心して医療を受けられる状態を維持することになる。 〈手段・工程〉 二次救急医療を担う基幹3病院および2市の消防本部との意見交換会を通じて、情報を共有し、連携することで、現在の輪番制を維持継続する。また、基幹3病院の状況について、情報収集に努める。	▶		
◎部局目標5	関連の施策・基本事業No	1-2-①	〈これまでの経緯〉 令和5年度に応急診療所の移転が完了した。 〈取り組む目的〉 市民の安心・安全のために、応急診療所の安定的な運営を維持する。 〈現状分析〉 応急診療所の受診者数は減少しているが、外国人や聴覚障がい者など、利用者の多様化が進んでいる。 〈課題〉 多様化する患者に対応するために、施設の機能を充実させる必要がある。また、運営形態についても検討する必要がある。	〈目標数値〉 多言語に対応するためのタブレットの導入や、キャッシュレス化の検討を進める。 〈達成された状態〉 患者満足度を測ることは難しいが、市民が受診しやすい施設を目指す。 〈手段・工程〉 応急診療所の機能充実を図るために医師会や関係機関と連携し、協議する。また、市民が受診しやすくなるよう工夫する。	▶		

◎部局目標6	関連の施策・基本事業No	1-3-①		
生涯を通じ、健康に暮らすことができる	健康増進 市民の健康づくりの推進	〈これまでの経緯〉 健康寿命の延伸を目指して健康教室等事業を継続している。 〈取り組む目的〉 健康寿命を延伸し、介護等が必要な期間を短くし、生涯を通じて健康に暮らす。 〈現状分析〉 地域での出前講座や健康相談の機会が減っている。 〈課題〉 コロナ後も受診控えがおさまらず、がん検診の受診率が低く、受診結果で要精密検査となった際の受診率も低い状況が続いている。	〈目標数値〉 健康教室(出前講座等)の実施回数:100回(令和5年度:73回) 〈達成された状態〉 健康寿命が延伸し、市民の健康の保持や増進ができています。 〈手段・工程〉 対面による健康教育の機会を増やすために、出前講座等を実施する。 住民自治協議会に向けて健康づくり情報を提供し、地域の自主性を高めるよう支援する。 LINE等SNSを活用して健康情報を発信する。 がん検診のWEB予約を周知し、手軽に予約できる環境を整備する。	▶
◎部局目標7	関連の施策・基本事業No	1-3-②		
生涯を通じ、健康に暮らすことができる	生活習慣病予防及び重症化予防の推進	〈これまでの経緯〉 ライフステージに応じた、生活習慣病予防・重症化予防のため、食育の推進や運動習慣の定着などを含めた健康管理を支援し、保健事業と介護予防との一体的な実施に取り組んできた。 〈取り組む目的〉 生活習慣病及び重症化を予防することで、生涯を通じ健康に暮らす。 〈現状分析〉 特定健診結果から、特定保健指導や糖尿病性重症予防事業の対象者に対し呼びかけを行っているが、参加が少い。 〈課題〉 特定健診の結果、治療が必要な人で医療機関を受診しない人の割合が高い。	〈目標数値〉 特定健診の結果、糖尿病と診断されたが治療を行っていない者の医療機関受診率:50%(令和5年度:35%) 〈達成された状態〉 生活習慣病の重症化や合併症を予防し健康に暮らすことが出来ている。 〈手段・工程〉 特定健診の受診を勧奨する。 特定健診受診時に特定保健指導の対象者への面談を行い保健指導や教室への参加を促進する。 健診結果で医療機関受診が必要な人への受診勧奨を実施する。 DXを活用した保健師とのオンライン面談を実施する。	▶
◎部局目標8	関連の施策・基本事業No	1-3-③		
生涯を通じ、健康に暮らすことができる	若い世代から健康づくり 働く世代からの健康づくりの推進	〈これまでの経緯〉 若い世代にも受け入れやすいSNS等の活用や、地域・団体・学校・企業・商業施設・まちの講師(健康づくり登録講師)などとの連携を通して、暮らしの中で健康づくりに取り組みやすい環境づくりを推進してきた。 〈取り組む目的〉 働く世代から健康づくりに取り組み、生涯を通じ健康に暮らす。 〈現状分析〉 自分自身の健康目標を設定し、取り組む健康マイレージ事業の認知度は上がっているが、がん検診等各種保健事業の認知度が依然としてまだまだ低い。 〈課題〉 がん検診等の各種保健事業の認知度が依然としてまだまだ低く、より効果的な情報発信方法を検討する必要がある。	〈目標数値〉 健康づくり事業協力機関数:280機関(令和5年度:264機関) 〈達成された状態〉 市民が自分の心身の健康に関心を持ち、健康づくりに取り組んでいる。 〈手段・工程〉 LINE公式アカウントを有効活用し、健康マイレージを周知する。登録者が必要とする情報を配信するセグメント配信を活用する。 公民連携手法も含め、より効果的な発信手法や事業連携内容を検討する。 行政チャンネルやSNSを活用し、定期的に健康増進情報を提供する。	▶

◎部局目標9	関連の施策・基本事業No	1-4-①	〈これまでの経緯〉 令和3年度に、三重県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて事業を開始している。健診・医療・介護の各種データを活用して地域の課題分析、対象者を把握し、ハイレスクアプローチとポピュレーションアプローチを実施している。 〈取り組む目的〉 健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目指す。 〈現状分析〉 健康寿命は県平均と同程度であるが、介護保険認定率が高い状況である。また、高血圧症及び脳梗塞の罹患率も県平均より高い。 〈課題〉 フレイルのメカニズムをよく理解し予防に努めることが重要である。また、伊賀市に特徴的な健康課題に効率的にアプローチする必要がある。	〈目標数値〉 健康に課題のある高齢者の健診結果等改善率:70% (令和5年度:84.6%) ※毎年対象者・対象地域が変わることにより、改善率が上下するため、前年実績によらない目標率を設定。 〈達成された状態〉 健康で自立した高齢者が増加している。(要介護認定率が減少している) 〈手段・工程〉 口腔機能低下予防事業の実施を継続する。 高血圧症や糖尿病の治療中断者や、未治療者への対策を強化し、保健指導を実施する。	▶		
◎部局目標10	関連の施策・基本事業No	1-4-②	〈これまでの経緯〉 令和元年6月策定の認知症施策推進大綱では、認知症の本人視点での取組推進が盛り込まれた。令和6年1月には、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行された。これらにより、認知症に対する正しい知識の普及啓発を目指して、認知症サポーター養成講座や講演会、啓発事業等を行っている。 〈取り組む目的〉 「予防」と「共生」を重視した、自分らしく暮らすことができる社会の実現 〈現状分析〉 認知症の人に対する誤解や偏見があり、また、認知症の人への適切な対応を知らない人が多いため、認知症になっても自分の状況を隠そうとする人が多い。 〈課題〉 高齢化社会の進展に伴い、今後も認知症になる人が増加する。そのため、認知症や認知症の人に関する正しい知識の普及がますます重要になる。	〈目標数値〉 認知症サポーター養成講座受講者数:年間500人(令和5年度448人) 〈達成された状態〉 認知症の正しい知識を学んだサポーターが増加し、住み慣れた地域で安心して生活できる仕組み(チームオレンジ活動)が地域内で出来ている。 〈手段・工程〉 認知症サポーター養成講座の開催やサポーターを対象としたステップアップ研修を実施する。 地域での既存の取り組みへの啓発や仕組みづくりに向けた働きかけを行う。	▶		

◎部局目標11	関連の施策・基本事業No	1-4-③		
高齢者が生きがいを感じながら安心して暮らすことができる	地域自立生活支援 配食サービスや緊急通報システムの利用促進	〈これまでの経緯〉 高齢者の見守り支援事業として、緊急通報システム及び安否確認を兼ねた配食サービスの利用促進のためガイドブックやチラシの配布を行った。 〈取り組む目的〉 緊急時の対応が困難な概ね65歳以上の単身高齢者等の急病や緊急時に対応するための体制整備を目的としている。 〈現状分析〉 令和5年度時点では独居老人世帯は約7700世帯である。 緊急通報システム、配食サービスともに利用者は年々増加しているが、必要な人に届いていない。 〈課題〉 利用対象者への周知不足や事業の趣旨が理解されていない。	〈目標数値〉 緊急通報システム：230台（令和5年度198台） 〈達成された状況〉 一人暮らし高齢者の低栄養改善と見守りが行っている。 見守りが必要な高齢者の安全確保や不安解消が図られている。 〈手段・工程〉 出前講座を実施することにより事業の周知を行う。 利用対象者を把握するため、包括連携事業者と協力してチラシ配布などの周知を行う。 事業の実施内容を検討するため対象者へのニーズ調査を実施する。	▶
◎部局目標12	関連の施策・基本事業No	1-4-④		
高齢者が生きがいを感じながら安心して暮らすことができる	介護保険サービス 介護保険サービス提供体制の充実	〈これまでの経緯〉 介護サービスを利用する際の窓口であるケアマネジャーはケアプランを作成し、適切な介護サービスの提供や調整を担うが、介護認定を必要とする人が増加している。 〈取り組む目的〉 住み慣れた地域で可能な限り生活し続けることができるよう、必要な時に必要なサービスを利用できる体制を整える。 〈現状分析〉 ケアマネジャーの高齢化と人員減少により、ケアマネジャーが不足し、将来的に介護サービスの提供に制約が生じる事態が予測される。 〈課題〉 介護業界では人材不足が顕著な問題となっている。このため、安定した介護サービスを提供するためには介護人材の確保・定着・育成が求められている。	〈目標数値〉 ケアマネジャーの人材確保や育成のための制度設計を行う。 〈達成された状況〉 ケアマネジャー業務をする場合に、他市では、まだ確立されていない支援が受けられるとして、他市からの資格保有者の流入による人員増や、必要な時にスムーズに介護サービスを利用することができる。 〈手段・工程〉 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所連絡会の意見を聴取し、さらに協議を重ねることで制度設計に向けた検討を進める。	▶

◎部局目標13	関連の施策・基本事業No	1-5-①	障がい者が、自分らしく安心して暮らすことができる 障がい者相談支援センター 特定相談事業所の体制整備 〈これまでの経過〉 サービス利用や生活上の困りごと等について、ご本人や家族からの相談を行っている。 〈取り組む目的〉 自分らしく自立した生活ができるための総合相談窓口としてサービス利用手続き支援や生活に関する困りごと等について相談支援を行う。 〈現状分析〉 一世帯で生活困窮や虐待、高齢等に起因する複合的ケースが増加傾向にある。 〈課題〉 当センターは、国の定める地域相談支援の中核である「基幹相談支援センター」としても機能しているが、複合ケース増加などで各事業所などと連携した相談支援体制の強化が必要である。 〈目標数値〉 ・関係機関や地域等での連携回数:4,600件(令和5年度:4,567件) 〈達成した状態〉 障がい者やその家族が相談を通じて必要なサービス利用が受けられている。 〈手段・工程〉 事業所等が行う研修会等を通して相談員のスキルアップに向け助言指導を継続する。	▶		
◎部局目標14	関連の施策・基本事業No	1-5-②	障がい者が、自分らしく安心して暮らすことができる 障がい者支援 障がい者地域生活支援拠点整備の推進 〈これまでの経緯〉 地域の複数の事業者が地域生活支援拠点の機能を担い、地域全体で支援できるよう体制の整備を進めてきた。 〈取り組む目的〉 障がい者等の生活を地域全体で支えるためにサービス提供体制を整備する。 〈現状分析〉 地域生活支援拠点機能を地域全体で整備するとともに、その機能が充実しつつある。 〈課題〉 緊急の受入れ時に、福祉関係者とのつながりがなく、障害福祉サービスを利用していないケースがある。 〈目標数値〉 緊急時の受入れ等を行う地域生活支援拠点事業者登録者数の増:1事業者 〈達成された状態〉 障がい者が地域で安心して生活できる。 〈手段・工程〉 新規の障害福祉サービス事業所に対して、地域生活支援拠点登録を促進し、体制強化を図る。	▶		
◎部局目標15	関連の施策・基本事業No	1-5-③	障がい者が、自分らしく安心して暮らすことができる 障がい者福祉の啓発 障がい者福祉についての理解と認識を深める 〈これまでの経緯〉 障害者週間に関係団体と協力して街頭啓発を行い、改正障害者差別解消法に関する啓発チラシを配布した。また、障がいのある人などに対する理解を深めるための研修会を実施した。 〈取り組む目的〉 改正障害者差別解消法をはじめ、障がいに関する理解を深める。 〈現状分析〉 障がい者に対する差別発言などの差別事象がある。 〈課題〉 障がい者差別の解消に向けて、地域住民、学校等に対して障がいに対する理解を深める必要がある。 〈目標数値〉 地域住民等の対象研修により理解が深まった割合:90% (令和5年度:92.7%) ※毎年参加者数・対象地域が変わることにより、理解度割合が上下するため、前年実績によらない目標率を設定。 〈達成された状態〉 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。 〈手段・工程〉 市及び定住自立圏域の職員、地域住民、民生委員等を対象に、障がい者福祉等に関する情報提供と、理解を深めるための研修会を実施する。	▶		

◎部局目標16	関連の施策・基本事業No	1-6-①				
子どもを安心して産み、育てることができる	子育て相談 相談支援体制の強化		〈これまでの経緯〉 改正児童福祉法が示す、妊産婦や18歳までの児童及び子育て家庭へ切れ目なく支援できることも家庭センター機能を整備した。 〈取り組み目的〉 母子保健・児童福祉・発達支援分野の専門職が適切かつ迅速に支援を行う。 〈現状分析〉 各分野において、個別ケース情報を別々に管理する中で、連携しながら支援対応している。 〈課題〉 複合的事案が増加する中、個別情報や支援方針を一元管理する中で、各専門職により一体的に支援する必要がある。	〈目標数値〉 3歳児健診で実施するアンケートで、育てにくさを感じると答えた親のうち何らかの解決方法を知っていると答えた親の割合:85%（令和5年度:78%） 〈達成された状態〉 不安や悩みを抱える児童や子育て家庭が、孤立することなく相談でき、安心して子育てができる。 〈手段・工程〉 共通の「ケース管理シート」により個別ケース情報を進行管理する。 支援が必要な妊婦や要保護児童等への「サポートプラン（指導計画）」を作成し、面談にて対象者に説明を行い、支援をする。 随時、緊急受理会議等を実施し迅速に支援対応する。 関係機関にこども家庭支援課を周知し、連携体制強化を図る。	▶	
◎部局目標17	関連の施策・基本事業No	1-6-②			▶	
子どもを安心して産み、育てることができる	子育て支援 共育で（夫婦での子育て）事業の強化		〈これまでの経緯〉 保健センターや各子育て（包括）支援センターで、さまざまな子育て支援講座を開催している。 〈取り組み目的〉 家庭内において、夫婦が相互に協力しながら、子育てに対する意識を高める。 〈現状分析〉 核家族化で夫婦とも仕事で忙しい。また、男性の子育て教室への参加が少ない。 〈課題〉 男性の家事・育児に対する意識改革が求められる。 共育で講座を実施することや、その開催曜日を検討する必要がある。	〈目標数値〉 1歳6か月児健診で実施する「生活アンケート」から「今後も伊賀市で子育てしていきたい」を選んだ回答者の割合:95%（令和5年度:91%） 〈達成された状態〉 子育て世帯において、共育で実践する家庭が増加する。 〈手段・工程〉 夫婦・男性を対象とした共育に関する講座や教室を土日に開催する。 LINEを含めたSNSを積極的に活用し講座・教室を告知する。 商工労働課と連携し、子育て支援講座等のチラシを企業で配布する。 人権政策課男女共同参画係と連携し、イクボス講座・ファミリーマイルアップ講座などで共育について情報提供する。	▶	

◎部局目標18	関連の施策・基本事業No	1-6-②			
子どもを安心して産み、育てることができる	子育て支援 インクルーシブ保育の推進	〈これまでの経緯〉 他市比較で発達障がい・要支援の子どもの多いことに対するフォロー体制を検討している。 〈取り組む目的〉 障がいのあるなしに関わらず保育が提供できるインクルーシブ保育を推進する。 （現状分析） 支援が必要な児童を受け入れるため、公立保育所では基準数以上の保育士を配置（加配）しているが、私立保育所では加配が厳しい状況にある。 （課題） 加配基準を明確にするとともに、私立保育所に保育士を加配するための財源を確保する必要がある。	（目標数値） 保育士加配基準の設定、要支援認定機関の設置、保育士加配補助制度の整備 （達成された状態） 保育士が加配され、支援が必要な児童が希望する保育所で生活ができる。 （手段・工程） 保育士を加配するための基準を決める。要支援となる対象児童を認定する機関を構築する。 私立保育所への保育士加配補助制度を整備する。	▶	
◎部局目標19	関連の施策・基本事業No	1-6-③			
子どもを安心して産み、育てることができる	少子化対策 不妊治療等助成事業の継続	〈これまでの経緯〉 不妊治療費負担が大きい中、令和4年度から、特別不妊治療助成制度が廃止され、保険適用となった。引き続き保険適用外となっている治療費も含め、申請者にとっては経済的負担が継続されることを受け、令和5年度から、治療費に対する定額助成を開始した。 〈取り組む目的〉 不妊治療費助成による負担軽減を図ることで、不妊治療受診に繋げる。 （現状分析） 不妊治療により妊娠成立する夫婦が増加している。 （課題） 助成事業継続はもちろん、不妊治療助成周知を強化する必要がある。	（目標数値） 不妊治療助成申請者数：250人（令和5年度：215人） （達成された状態） 助成事業を利用したことで、妊娠・出産につながり出生数が増加する。 （手段・工程） 助成制度について、医療機関でのチラシの配布、SNS、広報誌、ホームページ等により周知を強化する。	▶	
◎部局目標20	関連の施策・基本事業No	1-6-③			
子どもを安心して産み、育てることができる	少子化対策 （仮称）子ども・子育て支援事業計画の策定	〈これまでの経緯及び取り組む目的〉 2015年2月に第1期、2020年2月に第2期計画を策定し、これまでも子ども・子育て支援のための取り組みを進めてきたが、今後さらに子ども・子育て支援の取り組みを推進し、すべての子どもが健やかに、誇りをもって成長することができる伊賀市を目指す。 （現状分析） 未就学児童と小学生児童の世帯を対象としたアンケート調査（ニーズ調査）を実施した。 （課題） 2023年4月1日、「こども基本法」が施行され、各市町村は国のこども大綱と都道府県のこども計画を勘案した市町村こども計画を策定することが努力義務となった。市町村こども計画は子ども・子育て支援事業計画を包含したものとして策定できる規定になっており、国から今年の3月末に策定ガイドラインが示されたことから計画策定の方向性について検討が必要である。	（目標数値） （仮称）伊賀市こども計画の策定 （達成された状態） 子育てに関する各種施策が方針に基づき体系的、及びライフステージ別に整理されている。 （手段・工程） 庁内及び子ども・子育て会議（外部審議会）で検討を重ね、10月を目途に「（仮称）第3期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」の中間案を作成する。その後、議会報告、パブリックコメント等を経て年度内の計画策定を目指す。また、計画策定にあたり、こどもが参画する場を設ける。	▶	